

## 目次

通達・通知	
○北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について……………	3
○北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について……………	8

## 通達・通知

教高第2335号  
平成31年2月28日

各 教 育 局 長  
各 道 立 高 等 学 校 長 様  
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

### 北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年3月10日教育委員会決定。以下「編成基準」という。）を別記のとおり改正し、平成31年4月1日から施行しますので、適切に取り扱ってください。

#### 記

#### 1 改正の内容

- (1) 道立高等学校において教育課程を編成する際によるべき文部科学省告示に、平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号。以下「特例告示」という。）を加えたこと。
- (2) 特例告示により教育課程を編成する場合において、校長が教育長にあらかじめ届け出なければならない事項を定めたこと。

#### 2 特例告示に係る届出様式

校長は、改正後の編成基準の3に定める届出については、次の様式により、履修を始める前の年度の3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。

- (1) 編成基準の3の(1)の届出 別記様式8
- (2) 編成基準の3の(2)の届出 別記様式9
- (3) 編成基準の3の(3)の届出 別記様式10

〔学校教育局高校教育課高校教育指導グループ〕  
〔学校教育局高校教育課キャリア教育指導グループ〕

#### 別記

#### 北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

(平成31年2月27日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年3月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

本則中「学習指導要領」という。）の次に「及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号。以下「特例告示」という。）」を加える。

本則の3を次のように改める。

#### 3 前項に定めるもののほか、校長は、特例告示により教育課程を編成する場合において次に掲げるときは、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 総合的な探究の時間の単位数を2単位にするとき。
- (2) 総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えるとき。
- (3) 課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えるとき。

#### 附 則

- 1 この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の北海道立高等学校教育課程編成基準の3の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の編成から適用する。

## 別記様式 8

「総合的な探究の時間」の単位数減に関する届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「総合的な探究の時間」の単位数を2単位とするので、届け出ます。

記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
2 単位とする理由				
2 単位とした措置				
備 考				

(注) 1 指導計画を添付すること。

2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とする。

## 別記様式 9

## 「課題研究等」の代替履修届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「総合的な探究の時間」の履修により、「課題研究等」の履修に替えますので、届け出ます。

## 記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
代替される 教科・科目名	農業－課題研究 水産－課題研究 看護－看護臨地実習	工業－課題研究 家庭－課題研究 福祉－介護総合演習	商業－課題研究 情報－課題研究	
代替単位数				
総合的な探究の時間 の全履修単位数				
備 考				

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。  
3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とする。

## 別記様式10

## 「総合的な探究の時間」の代替履修届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「課題研究等」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修に替えますので、届け出ます。

記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
代替教科・科目名	農業－課題研究 水産－課題研究 看護－看護臨地実習	工業－課題研究 家庭－課題研究 福祉－介護総合演習	商業－課題研究 情報－課題研究	
代替単位数				
代替教科・科目の全履修単位数				
備 考				

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。  
3 代替教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

教 特 第 6 1 3 号  
平成31年 2月28日

各 教 育 局 長  
各道立特別支援学校長 様

北海道教育委員会教育長

### 北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（平成14年10月10日教育委員会決定。以下「編成基準」という。）の一部を別記のとおり改正し、平成31年 4月 1日から施行しますので、適切に取り扱ってください。

#### 記

#### 1 改正の内容

- (1) 道立特別支援学校高等部において教育課程を編成する際によるべき文部科学省告示に、平成31年 4月 1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。）を加えたこと。
- (2) 特例告示により教育課程を編成する場合において、校長が教育長にあらかじめ届け出なければならない事項を定めたこと。

#### 2 特例告示に係る届出様式

校長は、改正後の編成基準の 3 に定める届出については、次の様式により、履修を始めるとする前の年度の 3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。

- (1) 編成基準の 3 の (1) の届出 別記様式 8
- (2) 編成基準の 3 の (2) の届出 別記様式 9

（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

#### 別記

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について

（平成31年 2月27日教育委員会決定）

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（平成14年10月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

本則中「高等部学習指導要領」という。）の次に「及び平成31年 4月 1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。）」を加える。

本則の 2 の (2) 中「第 1 の 5」の次に「の (1)」を加え、同 (4) 中「第 2 の 1」の次に「の (1) のただし書」を加え、同 (6) 中「における学習活動」を「の履修」に、「において」を「の」に改め、同 (7) 中「における学習活動」を「の履修」に改める。

本則の 3 を次のように改める。

- 3 前項に定めるもののほか、校長は、特例告示により教育課程を編成する場合において次に掲げるときは、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。
  - (1) 総合的な探究の時間の履修をもって職業教育を主とする学科の課題研究等の履修の一部又は全部に替えるとき。
  - (2) 課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えるとき。

#### 附 則

- 1 この一部改正は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の 3 の規定は、施行日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第 5 項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の編成から適用する。

## 別記様式 8

## 「課題研究等」の代替履修届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名

学校

校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「総合的な探究の時間」の履修をもって「課題研究等」の履修に替えますので、届け出ます。

## 記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
総合的な探究 の 時 間 の 全履修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。  
 3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

## 別記様式 9

## 「総合的な探究の時間」の代替履修届

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校

校長名

年度以降の教育課程について、次のとおり「課題研究等」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修に替えますので、届け出ます。

## 記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
代替教科・ 科目の全履 修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。  
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。  
 3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。